

## 企業年金プラットフォームに関する覚書

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課（以下「甲」という。）、国民年金基金連合会（以下「乙」という。）及び企業年金連合会（以下「丙」という。）の三者は、甲が乙及び丙に対して別途提示する業務仕様書のうち企業年金プラットフォームに係るシステム構築及びその運用保守並びに付帯する業務（以下「本業務」という。）の実施に関して、以下のとおり三者覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲、乙及び丙の三者において、本業務の実施に関する三者の役割分担及び業務等を相互に確認することを目的とする。

（役割分担及び業務）

第2条 甲は、次に掲げる役割及び業務を行う。

- （1）業務仕様書を作成又は変更すること。
- （2）本業務を円滑に遂行できるよう、企業型年金を実施する事業主、確定給付企業年金を実施する事業主（基金型企業年金を実施する場合にあっては基金。）、記録関連運営管理機関、確定給付企業年金の加入者に関する情報の整理に係る業務を行う法人、厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金（以下「事業主等」という。）並びに乙及び丙との調整、必要に応じて法令上の義務の履行に係る指導等を行うこと。

2 乙は、次に掲げる役割及び業務を行う。

- （1）確定拠出年金法施行規則第61条の2各項の規定に基づき、事業主等より通知された企業型年金加入者、確定給付企業年金の加入者及び厚生年金基金の加入員並びに坑内員又は坑外員に関する情報（以下「企業年金加入者情報」という。）を確認すること。
- （2）前号の確認を行うために、丙が実施する本業務により提供するサービスを利用すること。

3 丙は、次に掲げる役割及び業務を行う。

- （1）甲から提示された業務仕様書に従って本業務を実施すること。
- （2）事業主等からの企業年金加入者情報の提供状況の確認に関すること。
- （3）甲の了承のもと、私的年金制度の企画・運営に必要な統計情報を作成すること。

（業務仕様書の変更）

第3条 乙又は丙が業務仕様書の変更が必要であると判断した場合には、乙又は丙は甲に対して申出ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、本業務のうち業務仕様書に従って丙によって開

発されたハードウェア、ソフトウェア及び付帯設備を含む情報システム（以下「本システム」という。）について、安全性の確保や効率性の向上等のための技術的な変更については、全ての利用者に周知したうえで、丙の判断で変更することができる。

（善管注意義務）

第4条 乙及び丙は、善良な管理者の注意をもって、本業務を遂行するものとする。

（秘密保持）

第5条 甲、乙及び丙は、本業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

2 前項の規定については、本業務終了後においても同様とする。

（権利の帰属）

第6条 丙が、本業務の遂行過程において新たに構築した本システムに対する著作権は、丙に帰属するものとする。

2 甲又は乙は、本業務を遂行するうえで必要と判断したときは、本システムの利用、改変等又は前項に規定する著作権その他権利の行使、譲渡等について、甲、乙及び丙の三者での協議を求めることができる。

（利用料及びその支払）

第7条 乙は、甲及び丙と協議のうえ決定された本業務の利用料を、丙に支払うものとする。

2 前項に規定する利用料について見直しの必要があると判断したときは、乙又は丙は利用料の見直しについて、甲、乙及び丙の三者での協議を求めることができる。

3 第1項に規定する利用料の支払方法及び支払時期等は、乙と丙が別途協議したうえで決定する。

（事故処理）

第8条 本覚書に基づく本業務の遂行に支障をきたした場合又は支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲、乙及び丙の三者が協力してその解決処理にあたるものとする。

（報告）

第9条 甲は、本業務に関して、乙及び丙に対して必要な報告を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第10条 乙及び丙は、本業務における個人情報の取扱いに際して、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護法及び関連法令並びに各種ガイドラインや内部規程等を遵守のうえ、滅失、漏洩等が生じることのないよう厳正に取り扱うこととする。

(協議事項)

第11条 本覚書に定めのない事項もしくは本覚書の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の三者が互いに信義・誠実の原則に従い、協議したうえで決定するものとする。

甲、乙及び丙の三者は、上記の内容について確認したことを証するため、各者記名の本覚書を各自保有する。

令和4年3月1日

甲 厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長 小野 俊樹

乙 国民年金基金連合会契約担当役



丙 企業年金連合会契約担当役

